

島根県

外国人材雇用情報提供窓口

外国人材を雇用したいけど、
どうすればいいだろう

技能実習や特定技能は
どんな仕組みなのだろう

大卒程度の知識や技術を持った
外国人材を雇いたい

無料

企業や事業所等のみなさまのご要望に応じて
次のような相談をすることができます。
お気軽にお問い合わせください。



電話相談

ちょっと聞きたい・確認したい。
とりあえず聞いてみる。等々
※電話で気楽にご相談ください。



オンライン相談

外国人雇用の制度について詳しく
知りたい。電話では説明しづら
い。等々 個別対応なので気兼ね
なく相談できます。
※事前に電話で相談概要をお聞
きし、日程を調整します。



オンライン出前講座

会社や施設などで、複数人で一緒
に外国人雇用について勉強した
い。組合や協会の総会などの研修
として実施したい。等々
※大型テレビやプロジェクターを
用意していただいで実施します。

◆オンラインの相談や出前講座はZOOMを使って行います。
始めての方は、ZOOMのダウンロード(無料)の方法や使い方など
をご案内しますので、遠慮無くお尋ねください。



開所日時: 月～金曜日(国民の祝日・休日・年末年始を除く)
9:00～17:00

☎0852-22-6634

E-mail: shimanekoyou2@outlook.jp

島根県商工労働部雇用政策課 外国人材雇用情報提供窓口

松江市殿町1番地 FAX: 0852-22-6150

<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>



外国人の雇用制度を活用して 安定した人材確保を目指しましょう

外国人雇用の主な制度

技能実習制度

国際貢献のため、開発途上国に技術を移転することが目的です。
外国人が3～5年間、働きながら技術や知識を身につけます。

特定技能

海外や国内で技能試験と日本語試験に合格した外国人が、労働者として働きます。技能実習を3～5年間で修了した外国人は試験が免除されます。技能実習と特定技能を組み合わせれば8～10年間働くことができます。

高度人材

専門的な技術や知識を持っている外国人で、日本や海外の大学卒業程度の学歴を有する外国人です。中堅、幹部候補の人材として活用されています。在留期間を更新すれば何年でも日本にいらることができます。

※外国人の雇用は、働くことができる職種や作業などが決められています。また高度人材は大学で学んだことと実際に働く業務との関連が必要です。詳しくはお問合せください。